

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

## 目次

条 例	ページ
◎高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	2
◎職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	2

## 公布された条例のあらまし

### ◆高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第62号）

- 1 条例改正の目的  
議会の議員及び知事等に対して支給する期末手当の額の改定をすることとした。
- 2 主要な内容  
(1) 平成24年12月期及び平成25年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げる。 (第1条及び第3条)

区分	本条例施行前の支給月数			本条例施行後の支給月数		
	6月期	12月期	計	6月期	12月期	計
県議会議員	1.40月	1.55月	2.95月	1.40月	1.50月	2.90月
知事	1.40月	1.55月	2.95月	1.40月	1.50月	2.90月
副知事、公営企業局長、常勤の人事委員会委員、常勤の監査委員及び教育長	1.40月	1.55月	2.95月	1.40月	1.50月	2.90月

- (2) その例によることとされる職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の規定を引用する箇所について必要な改正をすること。 (第2条及び第4条)

- 3 施行期日  
この条例中2の(1)は平成24年12月1日から、2の(2)は平成25年4月1日から施行することとした。

### ◆職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（高知県条例第63号）

- 1 条例改正の目的  
高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成24年10月9日付けの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額の改定をすることとした。
- 2 主要な内容  
平成24年12月期及び平成25年度以降の期末手当の支給月数を次の表のとおり引き下げる。 (第1条から第10条まで)

区分	本条例施行前の支給月数		本条例施行後の支給月数			
			平成24年度		平成25年度以降	
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期
再任用職員以外の職員	1.225月	1.375月	1.225月	1.325月	1.20月	1.35月
	計 2.60月		計 2.55月		計 2.55月	

	特定幹部職員	1.025月	1.175月	1.025月	1.125月	1.00月	1.15月
	計	2.20月		計 2.15月		計 2.15月	
再任用職員	一般職員	0.65月	0.75月	0.65月	0.725月	0.64月	0.735月
	計	1.40月		計 1.375月		計 1.375月	
	特定幹部職員	0.55月	0.65月	0.55月	0.625月	0.54月	0.635月
	計	1.20月		計 1.175月		計 1.175月	
特定任期付職員		1.40月	1.55月	1.40月	1.51月	1.38月	1.53月
	計	2.95月		計 2.91月		計 2.91月	
任期付研究員		1.40月	1.55月	1.40月	1.51月	1.38月	1.53月
	計	2.95月		計 2.91月		計 2.91月	

3 施行期日

この条例中平成24年12月期の期末手当に係るものは平成24年12月1日から、平成25年度以降の期末手当に係るものは平成25年4月1日から施行することとした。

-----  
**条 例**  
 -----

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第62号**

**高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例**

(高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

**第1条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の155」を「100分の150」に改める。

**第2条** 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の132.5」を「100分の135」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

**第3条** 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の155」を「100分の150」に改める。

**第4条** 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の132.5」を「100分の135」に改める。

**附 則**

この条例中第1条及び第3条の規定は平成24年12月1日から、第2条及び第4条の規定は平成25年4月1日から施行する。

~~~~~  
 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年11月27日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県条例第63号**

**職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例**

(職員の給与に関する条例の一部改正)

**第1条** 職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の117.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の65」とするを「100分の62.5」とするに改める。

**第2条** 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の112.5」を「100分の115」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の64」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の72.5」を「100分の73.5」に、「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の55」を「100分の54」に、「100分の112.5」を「100分の115」に、「100分の62.5」を「100分の63.5」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

**第3条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の155」を「100分の151」に改める。

**第4条** 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項から第4項までの規定中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の140」を「100分の138」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の151」を「100分の153」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

**第5条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の155」を「100分の151」に改める。

**第6条** 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の140」を「100分の138」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の151」を「100分の153」に改める。

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

**第7条** 公立学校職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第37号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に改め、同条第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の75」を「100分の72.5」に改める。

**第8条** 公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の132.5」を「100分の135」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の64」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の72.5」を「100分の73.5」に改める。

（警察職員の給与に関する条例の一部改正）

**第9条** 警察職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第15号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の117.5」を「100分の112.5」に改め、同条第3項中「100分の137.5」を「100分の132.5」に、「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の117.5」を「100分の112.5」に、「100分の65」とする」を「100分の62.5」とする」に改める。

**第10条** 警察職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の112.5」を「100分の

115」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の120」に、「100分の65」を「100分の64」に、「100分の132.5」を「100分の135」に、「100分の72.5」を「100分の73.5」に、「100分の102.5」を「100分の100」に、「100分の55」を「100分の54」に、「100分の112.5」を「100分の115」に、「100分の62.5」を「100分の63.5」に改める。

#### 附 則

この条例中第1条、第3条、第5条、第7条及び第9条の規定は平成24年12月1日から、第2条、第4条、第6条、第8条及び第10条の規定は平成25年4月1日から施行する。